

4-1 日本森林学会倫理綱領

(前文)

日本森林学会は、森林と林業に関する研究成果の公表、知識の交換、国内外の関連学会との連携協力等を行うことにより、森林学の進歩と普及を図り、学術の振興と社会の発展に寄与・貢献することを目的としている。

日本森林学会会員は、この目的に賛同し、社会における自らの使命と責任を自覚し、自らの良心と良識に従う自律ある行動が目的達成にとって不可欠であることを認識し、以下に定める倫理綱領を遵守することを誓う。

1. 科学者・技術者としての責任

会員は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの知識と経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と発展に貢献するという責任を有する。

2. 科学者・技術者としての行動

会員は、科学技術の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に正直、誠実に判断し、行動する。また、研究や技術開発によって生み出される知の正確さや正当性を、科学的に示す最善の努力をする。

3. 地球環境への責務

会員は、森林学の専門家として、森林が有する多面的機能の増大、森林生態系の将来予測、森林資源の適正な活用に関する情報を社会に提供するとともに、専門知識を活かして環境の保全と改善に努める。自らの研究と調査の実施にあたっては環境への影響を最小限にするよう配慮する。

4. 人権及び研究対象への配慮

会員は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。また、職務上知り得た個人情報などの機密保持の責務を有する。研究上対象となる動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。

5. 批判と評価

会員は、他者の研究成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正當に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。

6. 研究活動のコンプライアンス

会員は、研究の実施、研究費の使用等にあたって、法令や関係規則を遵守する。

会員は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本綱領の趣旨に沿って誠実に行動するとともに、研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を行わず、また加担しない。

7. 知的交流の確保

会員は、国際交流や他分野との交流を進めることを通して学術の向上を図るとともに、研究成果と技術上の知見が科学的に広く吟味・検証されるよう努める。

8. 成果情報の公開と説明

会員は、自らが携わる研究成果の意義と役割を積極的に公開し、その成果が人類、社会、環境に及ぼす影響を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会への適応に当たって建設的な対話を築くように努める。

9. 自己の研鑽

会員は、自らの専門知識・能力・経験の向上に努め、科学技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、常に最善の判断と姿勢を示すようにたゆまぬ努力を行う。

10. 次世代への責務

会員は、森林という人類共通の財産を次世代に受け渡すという観点から、限りある地球環境の保全と、人類の持続可能な発展を期すために、森林学における学術と技術の継承と発展、さらにそれを担う次世代を支える人材の育成を図る。

2011年6月15日制定